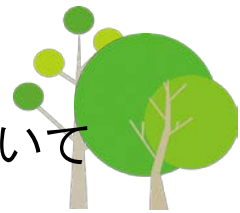


幼稚園教諭就職支援資金貸付の申請について



I 補助金の目的

幼稚園教諭の人材確保を図るため、市内に居住し、新たに幼稚園教諭免許を取得し勤務しようとするものに対し、就職支援資金の貸付を行い、就労を支援するものです。

II 貸付対象と貸付限度額

1 対象者 (①～③すべてに該当する方)

- ①幼稚園教諭免許を取得した日から1年経っていない新卒幼稚園教諭であること。
- ②市内幼稚園に常勤幼稚園教諭（週30時間以上）として就職または内定をうけていること。
- ③勤務開始後、市内に居住すること（すでに市内在住者は継続意志のあるもの）

2 貸付対象経費

1名につき 上限100,000円

III 貸付金の返還について

勤務を開始した日から1年を経過または退職や転居した場合は、**事由が発生した日の属する月の翌月から1年を限度とし、分割または一括にて返還を必要とします。**

ただし、下記の条件を満たした場合は返還が免除されます。

【返還免除要件】

市内へ居住した上で、

- ①市外に転居することなく
- ②松戸市内幼稚園にて2年間勤務を継続した場合、返還が免除されます。

IV 申請の流れ

申請書の提出

下記書類を揃え、幼児教育課まで提出をお願いします。

【提出書類】

- 松戸市保育士及び幼稚園教諭就職支援資金貸付申請書
(連帯保証人記載欄の押印は印鑑登録証明書の印と同様であること)
- 申請理由書
- 幼稚園免許の写し
- 在職証明書または雇用契約書の写し等
- 申請者の住民票の写し
- 連帯保証人の住民票の写し
- 連帯保証人の印鑑登録証明書（原本）

※連帯保証人は成年で独立した生計を営む者



決定通知書の送付

上記申請を受けて、決定通知を送付いたします。
また、決定通知書とともに借用証書および請求書を、併せて送付いたします。

請求書の提出

決定通知書とともに送付された借用証書と請求書を記載し、幼児教育課までご提出ください。

〔提出書類〕

- 松戸市保育士及び幼稚園教諭就職支援資金借用証書
- 松戸市保育士及び幼稚園教諭就職支援資金貸付請求書

松戸市より指定口座へお振込み

なお、返還完了前に下記変更事項があった場合は、幼児教育課までご連絡ください。

〔提出書類〕

- 氏名、住所その他事項の変更があった場合
- 就職資金を必要としなくなった場合
- 勤務している幼稚園を退職したとき
- 勤務している幼稚園を休職または復職した場合
- 死亡したとき
- 連帯保証人の氏名、住所その他事項について変更が生じたときまたは連帯保証人が死亡したとき

現況報告

就職支援資金貸付の返還が終了または返還免除が決定するまで、毎年3月31日現在の状況を現況報告書にて幼児教育課まで報告してください。

期間中に市外転居または退職

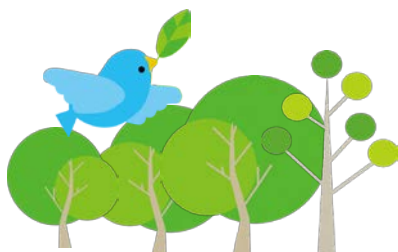
した

しない

返還必要

返還免除

※大まかな流れの説明になります。詳細や各種書類につきましては、時期と要件に応じ、幼児教育課より園を通じて、ご案内いたします。



松戸市役所 子ども部幼児教育課
TEL : (047) 701-5126
mail : mcyoujik@city.matsudo.chiba.jp
〒271-8588 松戸市根本 387 番地の 5